

府子本第532号  
平成30年4月27日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当部局長 殿  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）  
（公 印 省 略）

幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の  
事故防止の徹底について（通知）

幼保連携型認定こども園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

今般、消費者安全調査委員会より、「消費者安全法第33条に基づく意見」（平成26年6月20日付け消安委第50号）のフォローアップとして実施した実態調査の結果（別添1）を踏まえ、消費者安全調査委員会委員長から内閣総理大臣に対し「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成30年4月24日付け消安委第46号）（別添2）が提出されたところです。

幼保連携型認定こども園でプール活動・水遊びを行う場合において、事故の発生を防止するため、別添1の調査結果を参考にされるとともに、下記の点に留意の上、管内の幼保連携型認定こども園及び市町村に対して、安全管理の強化の指導をお願いいたします。

なお、その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成30年4月27日付け30ス庁第89号）（別添3）、厚生労働省から発出されている「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」（平成30年4月27日付け子少発0427第1号）（別添4）の通知も参考にさせていただき、貴職において認定こども園に対する周知をより一層徹底していただきますよう、お願いいたします。

## 記

1. プール活動・水遊びを行う場合は、次の(1)から(3)までの取組を行うよう、幼保連携型認定こども園に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼保連携型認定こども園への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。
  - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。
  - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、園児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。
  - (3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。
2. 地方公共団体は、1の(2)「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼保連携型認定こども園がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事件事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。
3. 地方公共団体は、1の(3)「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、園児の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。
4. 幼保連携型認定こども園への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、園児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼保連携型認定こども園における自発的な安全への取組を促すこと。

## 教育・保育施設等におけるプール活動・水遊び に関する実態調査

(平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生した  
プール事故に関する意見のフォローアップ)

平成30年4月24日

消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故の事故等原因調査報告書において再発防止策を示し、関係行政機関に意見を述べたにもかかわらず、類似の事故が繰り返して発生している。これを重く受け止め、当該意見のフォローアップとして調査委員会が実施した実態調査の結果に基づき、関係行政機関に対し、消費者安全法第33条の規定に基づいて意見を述べるものである。

本実態調査は、サービス等事故調査部会における審議を経て、平成30年4月24日に消費者安全調査委員会で決定された。

#### 消費者安全調査委員会

委員	長	宇	賀	克	也
委員	長代理	持	丸	正	明
委	員	朝	見	行	弘
委	員	河	村	真	紀子
委	員	澁	谷	い	づみ
委	員	水	流	聡	子
委	員	淵	上	正	朗

#### サービス等事故調査部会

部	会	長	持	丸	正	明
部	会	長代理	澁	谷	い	づみ
臨	時	委員	飯	野	謙	次
臨	時	委員	鎌	田		環
臨	時	委員	関	東	裕	美
臨	時	委員	首	藤	由	紀
臨	時	委員	野	口	貴	公美
臨	時	委員	徳	田	哲	男
臨	時	委員	横	矢	真	理
臨	時	委員	余	村	朋	樹

担当	専門	委員	桶	田	ゆ	かり
担当	専門	委員	杉	野		勇
担当	専門	委員	松	本	貴	行

《参考》

本実態調査の本文中に用いる用語の取扱いについて

本実態調査の本文中における記述に用いる用語の使い方は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合  
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合  
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合  
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合  
・・・「可能性が考えられる」  
・・・「可能性があると考えられる」

## 目次

1. 平成26年6月20日付け消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書(平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故)の公表及びその後の経過 .....	1
2. アンケート調査について .....	4
2. 1 調査の概要 .....	4
2. 2 調査の結果 .....	6
3. 調査委員会の見解 .....	33
3. 1 監視者が監視に専念し、監視体制に空白が生じないようにすること .....	33
3. 2 監視のポイントや事故の未然防止に関する教育 .....	34
3. 3 緊急事態への備え及び対応 .....	34
3. 4 事故やヒヤリハット情報の共有、蓄積 .....	35
3. 5 ガイドライン及び通知の周知徹底 .....	35
4. 意見 .....	36
附属資料 .....	38
プール活動・水遊びに関するチェックリスト .....	39
プール活動・水遊びに関するチェックリスト .....	40
参考となる対応策 .....	41

## 1. 平成26年6月20日付け消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故）の公表及びその後の経過

調査委員会は、平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故（以下「平成23年プール事故」という。）について消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査を行い、その結果<sup>1</sup>を踏まえ、平成26年6月20日付けで内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対して、消費者安全確保の見地から意見を述べた（以下「平成26年意見」という。）（参考資料1）。

その後の状況は以下のとおりである。

### (1) 関係行政機関による通知の発出（平成26年6月以降）

平成26年意見を受けて、平成26年6月以降、内閣府、文部科学省及び厚生労働省（以下「関係行政機関」という。）からは、毎年、プール活動・水遊びのシーズン前に、プール活動・水遊びを行う際の事故防止に関する通知が各都道府県教育委員会教育長、各都道府県児童福祉主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛てに発出され、注意喚起がなされるとともに関係団体にも周知されている。

### (2) 関係行政機関による重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドラインの周知（平成28年3月）

関係行政機関は、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」<sup>2</sup>の最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県民生主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛てに以下を通知し、教育・保育施設等への周知を行った（平成28年3月31日発出）。

- ・「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイ

<sup>1</sup> 平成26年6月20日「消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書 平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故」（消費者安全調査委員会）

<sup>2</sup> ①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について検討するため、平成26年9月から関係行政機関により開催された。

ドライン」(以下「ガイドライン」という。)<sup>3</sup>

### (3) 調査委員会による実態調査結果の公表(平成28年5月)

関係行政機関において、通知の発出等がなされたことは確認することができたものの、他方で、教育・保育施設等において十分な取組がなされているかについては、必ずしも十分には把握されていなかった。

そのため、調査委員会は、幼稚園、保育所及び認定こども園に対するサンプル調査<sup>4</sup>を行い、平成28年5月20日、「幼稚園等におけるプール活動・水遊びを行う際の安全管理に係る実態調査の結果について(情報提供)」を公表した。同サンプル調査では、平成26年意見に基づく事故の再発防止策についての周知が徹底されていないことや、対策が十分に実施されていないことが判明し、調査委員会は、対策が実施されていないところで再び事故が起きることを危惧しているとの考えを示した。

### (4) 関係行政機関による通知の発出(平成28年5月)

上記情報提供を受けて、平成28年5月27日、関係行政機関から以下のとおりプール活動・水遊びを行う場合の事故防止に関する通知が発出された。

- ・「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)」(内閣府)
- ・「幼稚園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)」(文部科学省・スポーツ庁)
- ・「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(厚生労働省)

### (5) 事故の発生(平成28年7月)

平成28年7月11日、栃木県那須塩原市内の認定こども園においてプール活動中の5歳児が意識不明となる事故が発生した。同事故について、「認定あけぼ

---

<sup>3</sup> 当該ガイドラインにおいて念頭においている「教育・保育施設等」とは、特定教育・保育施設(確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所)、特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る。一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業)、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業である。本実態調査においても同様の定義による。

<sup>4</sup> 全国の幼稚園11,674か所、保育所23,533か所及び認定こども園2,836か所のうち合計412か所に対し、平成28年4月から5月まで電話による聞き取り調査を実施した。幼稚園137か所、保育所118か所及び認定こども園118か所の合計373か所から回答を得られた。



のこども園プール事故検証委員会<sup>5</sup>報告書」(平成29年3月)によれば、事故発生時には、現場で保育教諭2名が監視の役割を担っていたが、2名とも事故発生の瞬間を見ていなかったこと、事故発生に至る背景として、当該園におけるプール活動に関する危機管理体制及び安全対策が必ずしも十分に整備されていなかったこと等が指摘されている。

#### (6) 調査委員会による関係行政機関のヒアリングの実施(平成28年12月)

平成28年12月22日開催の第52回調査委員会において、関係行政機関のヒアリングを実施した。その結果、関係行政機関においてガイドラインが策定されるなど様々な手法で事故防止や事故発生時の対応の周知がなされていることが確認できた。しかし、教育・保育施設等の現場における対策の浸透には課題があることから、調査委員会としては、ガイドラインの周知にとどまらず、関係行政機関において事故防止のための具体的な対策が現場に浸透するような取組がなされることが必要と考えるとの見解を示した<sup>6</sup>。

#### (7) 調査委員会による関係行政機関の取組の確認(平成29年12月)

調査委員会は、平成29年12月、関係行政機関に対して、平成28年12月以降の取組の確認を行った。その結果、様々な手法で事故防止や事故発生時の対応の周知が継続されて実施されていることは確認されたが(参考資料2)、教育・保育施設等の現場における取組の把握や評価は確認できなかった。

なお、平成29年8月24日には、さいたま市内の認可保育所でプール活動中の4歳児の死亡事故が発生した。当該事故については、平成30年3月現在、さいたま市が「さいたま市社会福祉審議会 特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会」において原因を究明中である。

<sup>5</sup> 事故を受けて、事実関係の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、那須塩原市が設置し、第三者により組織された委員会。

<sup>6</sup> 「意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング議事録(平成28年12月22日)」及び「記者会見要旨(平成28年12月22日)」参照。

## 2. アンケート調査について

### 2. 1 調査の概要

#### (1) 調査目的

調査委員会は、プール活動・水遊びに関する実態を多面的に把握することを目的として、幼稚園、保育所<sup>7</sup>及び認定こども園（本アンケートにおいて以下総称して「園」という。）の施設管理者（園長等の最高管理責任者、以下総称して「園長」という。）並びに当該園に勤務する幼稚園教諭、保育士及び保育教諭を対象にアンケート調査を実施した。調査に当たっては、すべて無記名とした。

#### (2) 調査項目

- ・基本情報について（園の概要等）
- ・プール活動・水遊び<sup>8</sup>に関する園の安全対策等について
- ・関係行政機関からのガイドライン及び通知に対する取組について
- ・プール活動・水遊びにおける実態について
- ・知識、技量の保有について
- ・幼稚園教諭、保育士及び保育教諭並びに園長に対する教育について

#### (3) 調査対象

- ① 園長 5,000 人
- ② 上記①の園に勤務する幼稚園教諭、保育士及び保育教諭 10,000 人  
内訳：a)勤務歴7年未満の者 各園 1人 (5,000人)  
b)勤務歴7年以上の者 各園 1人 (5,000人)

#### (4) 調査対象園

<sup>7</sup> 本アンケートにおいて、「保育所」には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に定めるもののほか、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設を含む。

<sup>8</sup> 本アンケートにおいては、プール活動・水遊びとは、ビニールプールを含めて、水をためて子供を2人以上同時に入れるものを対象とした。

なお、本実態調査において、子供とは未就学児を指している。

平成 27 年国勢調査における 0 歳～5 歳児人口を母集団として、下記の 7 地域×人口規模 3 区分<sup>9</sup>で層化後、調査対象園を抽出した（表 1）。

表 1 調査対象園の抽出結果

	幼稚園		保育所			認定こども園		合計
	公立	私立	認可公立	認可私立	認可外	幼保連携	その他	
総数	600	600	700	700	1,000	600	800	5,000
北海道	24	24	29	28	40	28	58	231
東北	39	39	46	46	65	69	81	385
関東	213	213	248	248	355	100	211	1,588
中部	96	96	112	111	160	116	95	786
近畿	99	99	115	116	165	147	90	831
中国四国	51	51	60	59	85	49	110	465
九州沖縄	78	78	90	92	130	91	155	714

#### (5) 調査方法及び調査期間

抽出した園に対して調査票を郵送により配布し、記入後、郵送により回答を得た。（なお、調査票記入に代えて、ウェブサイトによる回答も選択可とした。平成 29 年 7 月 21 日～同年 8 月 18 日において実施した。

#### (6) 回収結果

配布したもののうち、当該園においてプール活動・水遊びを実施しているとの回答があった園は表 2 のとおりであった。

園長票<sup>10</sup> 2,712 人 (配布票数に対する比率：54.2%)  
 教諭票<sup>11</sup> 4,975 人 (配布票数に対する比率：49.8%)

表 2 調査対象園の園長からの回収結果（園種別）

		調査票を配布した園の数(A)	回答を回収した園の数(B)	回収率 B/A(%)
		幼稚園	総計	5,000
	公立	600	396	66.0
	私立	600	267	44.5
保育所	認可公立	700	503	71.9
	認可私立	700	342	48.9
	認可外	1,000	277	27.7
認定こども園	幼保連携	600	402	67.0
	その他	800	464	65.6
	型不明		61	

<sup>9</sup> 人口規模 3 区分とは、①政令指定都市及び東京 23 区、②人口 10 万人以上の市、③人口 10 万人未満の市町村である。

<sup>10</sup> 園長に対する設問に対する回答を「園長票」と略称する。

<sup>11</sup> 幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対する設問に対する回答を「教諭票」と略称する。

## 2. 2 調査の結果<sup>12</sup>

### (1) プール活動・水遊びに関する園の安全対策等について

#### ① 安全に関する年間計画

幼稚園においては、学校安全計画の策定<sup>13</sup>が行われていることから、園長に対して、安全に関する年間計画を作成しているかを尋ねたところ、全体の73%が作成しているとの回答であった（図1）。

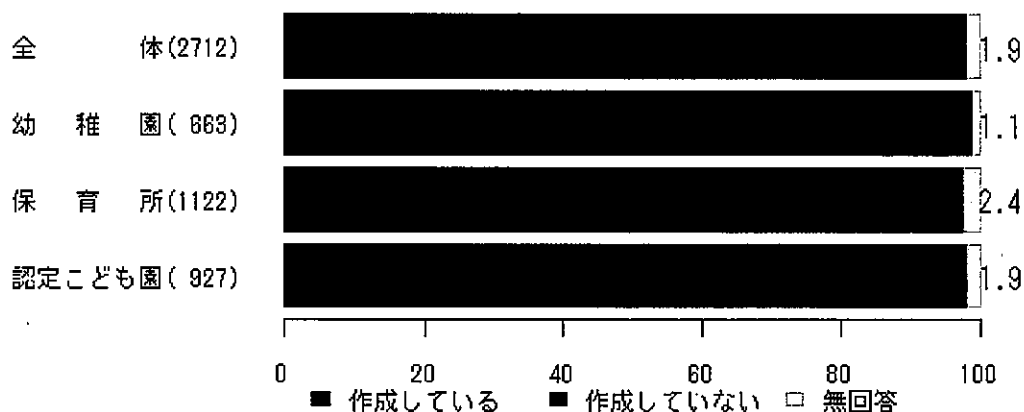


図1 安全に関する年間計画の作成

また、安全に関する年間計画を作成していると回答した園のうち79%が当該年間計画にプール活動・水遊びに関する安全計画・安全対策について記載しているとの回答であった（図2）。

<sup>12</sup> 本アンケートにおいて、文中の比率は四捨五入して整数で表示し、図表中は四捨五入して少数第1位までを表示する。なお、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

<sup>13</sup> 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条では、学校における安全に関する事項について計画を策定し、実施しなければならないと規定している。この規定に基づき、幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、学校安全計画の策定が義務付けられている。

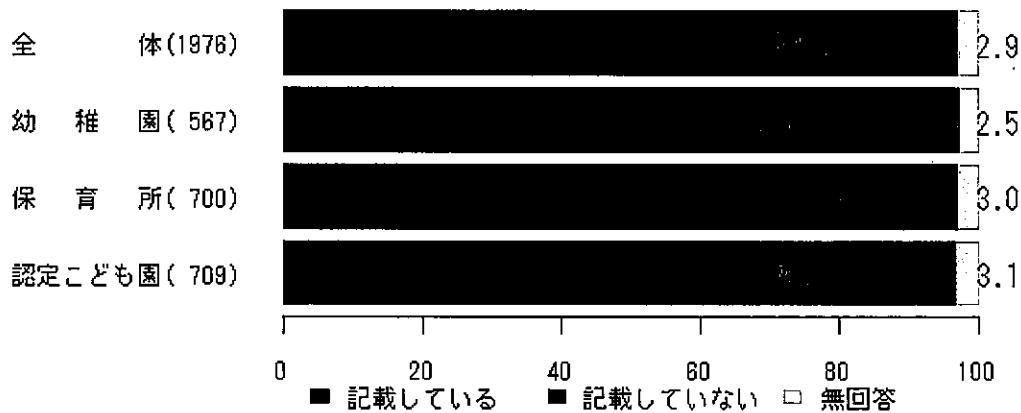


図2 年間計画におけるプール活動・水遊びに関する安全計画・安全対策の記載

② 指導マニュアル及び緊急時対応マニュアルの整備状況

園長に対して、プール活動・水遊び専用の指導マニュアル<sup>14</sup>を作成しているかを尋ねたところ、「専用のマニュアルを作成している」又は「専用のマニュアルは作成していないがそれに類する園のマニュアルの一部分で言及している」と回答した園を合計すると、72%であった（図3）。

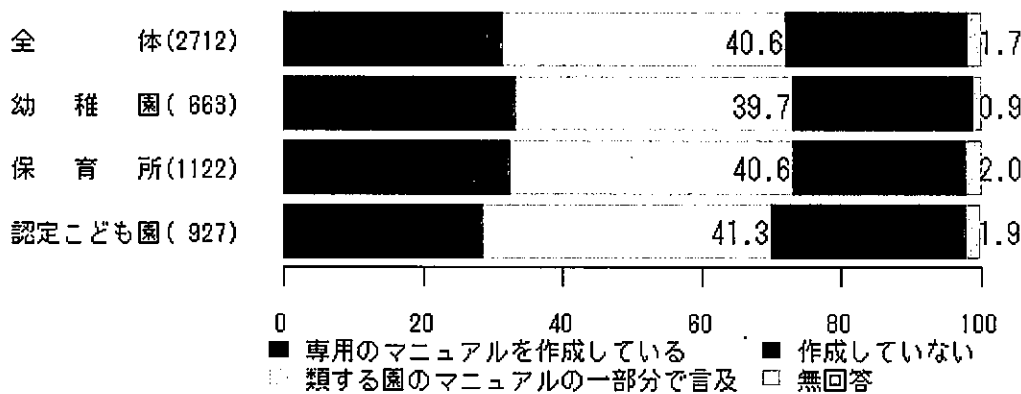


図3 プール活動・水遊び専用の指導マニュアルの作成

一方で、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びに関する指導マニュアルがあるかを尋ねたところ、「はい」との回答は、57%であった（図4）。

<sup>14</sup> ここでいう指導マニュアルとは、活動の指導内容に係る具体的な項目、進め方を示したものをいう。

教諭票(4975)



- はい
- あるかどうか知らない
- いいえ
- 無回答(数値略)

図4 プール活動・水遊びに関する指導マニュアルがあるか

また、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、指導マニュアルに幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の意見等が取り入れられ、改善されるような機会があるかを尋ねたところ、「プール活動・水遊びに関する指導マニュアルがある」と回答した幼稚園教諭、保育士及び保育教諭のうち、「頻繁にある」、「時々ある」、「たまにある」との回答を合計すると94%であった(図5)。

教諭票(2892)



- 頻繁にある
- たまにある
- 時々ある
- まったくない
- 無回答(数値略)

図5 指導マニュアルに幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の意見が取り入れられ、改善される機会

園長に対して、プール活動・水遊び専用の緊急時対応マニュアル<sup>15</sup>を作成しているかを尋ねたところ、「作成している」又は「専用のマニュアルは作成していないがそれに類する園のマニュアルの一部分で言及している」と回答した園を合計すると72%であった（図6）。

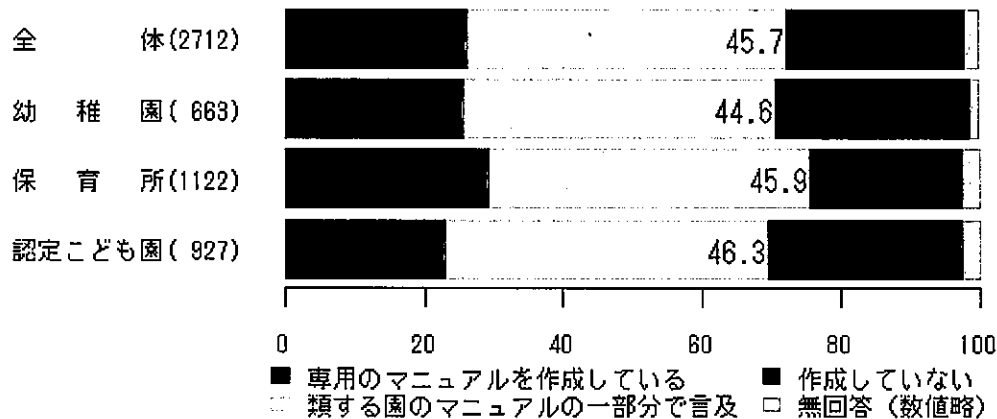


図6 プール活動・水遊びに関する緊急時対応マニュアルの作成

一方で、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びに関する緊急時対応マニュアルがあるかを尋ねたところ、「ある」との回答は、52%であった（図7）。



図7 プール活動・水遊びに関する緊急時対応マニュアルはあるか

指導マニュアルを作成していない園について分析したところ、園の種別でみると、私立幼稚園や認可外保育施設、設置者別でみると、宗教法人や学校法人が設置する園、所在地別でみると、人口の少ない市町村に所在する園ほど、園の規模でみると、小規模な園について、指導マニュアルを作成していない傾向がみられた（参考資料3）。緊急時対応マニュアルを作成していない園についてもほぼ同様の傾向であった。

なお、その理由については、より詳細な分析が必要と考える。

<sup>15</sup> ここでいう緊急時対応マニュアルとは、溺水などの事故が発生した場合の緊急対応の内容、手順を示したものをいう。

③ プール活動・水遊びにおける溺水等の緊急時想定訓練の実施状況

園長に対して、溺水等の緊急時想定訓練を実施しているかを尋ねたところ、「毎年又は隔年等、定期的に行っている」と回答した園は、25%であり、「定期的ではないが、過去に行ったことがある」と回答した園を加えても、39%であった（図8）。

また、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、園において溺水等の緊急時想定訓練を実施しているかについて尋ねたところ、「毎年又は隔年等、定期的に行っている」との回答は22%、「定期的ではないが、過去に行ったことがある」との回答を加えると、38%であった（図8）。

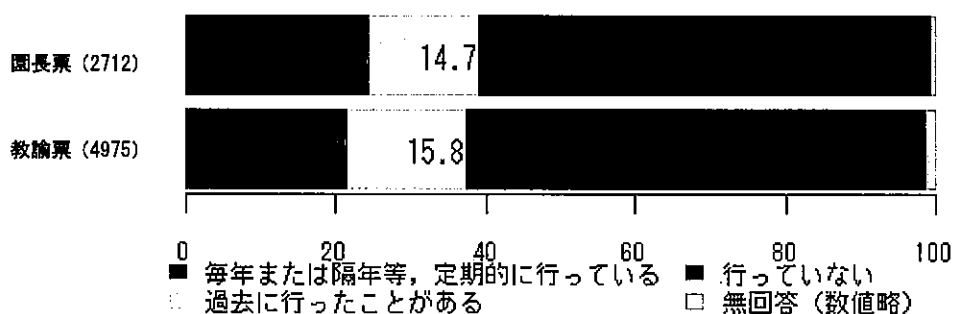


図8 プール活動・水遊びにおける緊急時想定訓練の実施

溺水等の緊急時想定訓練を実施しているかについて、「毎年又は隔年等、定期的に行っている」と回答した園長並びに幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、その実施回数を尋ねたところ、「プール活動・水遊びの期間の前」に1回以上との回答が園長票では92%、教諭票では91%であり（図9）、「プール活動・水遊びの期間中」に1回以上との回答が園長票では48%、教諭票では45%であった（図10）。



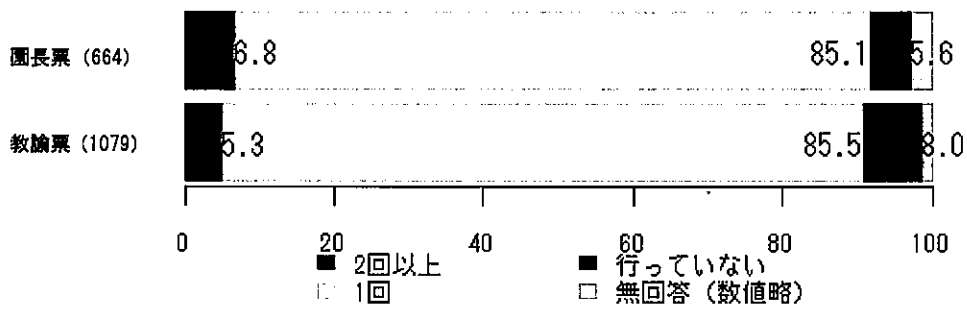


図9 プール活動・水遊びにおける溺水等緊急時想定訓練を定期的  
に実施している園の実施回数（プール活動・水遊びの期間前）

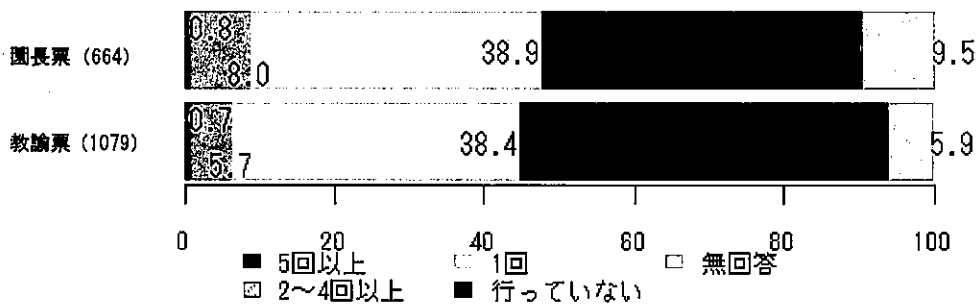


図10 プール活動・水遊びにおける溺水等緊急時想定訓練を定期的  
に実施している園の実施回数（プール活動・水遊びの期間中）

さらに、「毎年、又は隔年等、定期的に緊急時想定訓練を行っている」、「定期的ではないが、過去に行ったことがある」と回答した園長に対して、緊急時想定訓練の内容を尋ねたところ、「心肺蘇生の訓練」や「AEDの使用の訓練」を85%の園が実施しており、平成26年意見にある「園内緊急連絡、伝達訓練」は、43%の園が実施するにとどまっていた（図11）。

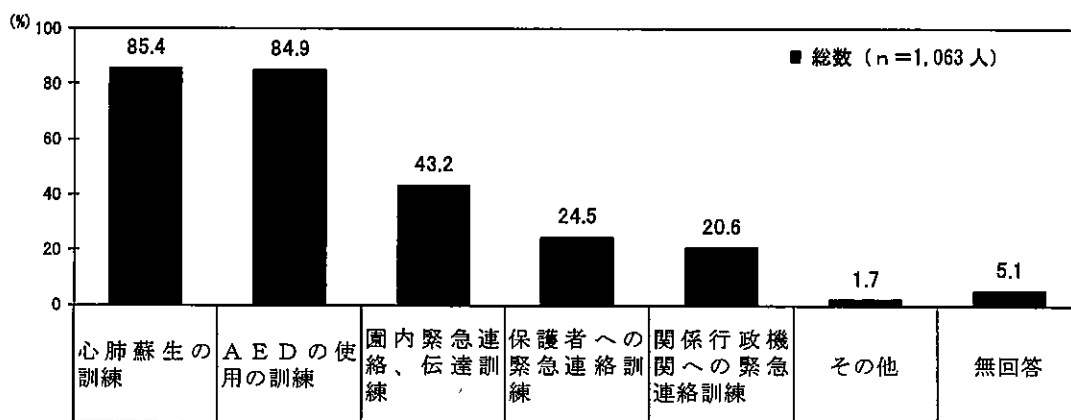


図11 緊急時想定訓練の内容（複数回答）

④ 水の事故・ヒヤリハットの発生状況<sup>16</sup>等

園長に対して、過去3年間（平成26～平成28年）に発生した、プール活動・水遊びにおける事故（溺水等であって、治療に要する期間が1日以上であるもの）について尋ねたところ、22園が発生したと回答しており、発生率（発生園数合計／回答園数）は0.8%あった。一方で、一つの園で複数回発生している場合もあり、発生事故件数の総数は37件であった（表3）。

表3 プール活動・水遊びにおける事故の発生件数<sup>17</sup>

事故件数／園	園数	事故総数
1	17	17
2	2	4
3	2	6
10	1	10
	22	37

<sup>16</sup> 水の事故・ヒヤリハットにはプールサイドでの負傷等は含まない。

<sup>17</sup> 一つの園からは過去3年間に10件の事故が発生したとの回答があり、そのまま記載した。

園長に対して、過去3年間（平成26～平成28年）に発生した、プール活動・水遊びにおけるヒヤリハット（事故には至らなかったものの、事故になってもおかしくない一歩手前の事例）について尋ねたところ、173園が発生したと回答し、発生率（発生園数／回答園数）は6.4%あった。一方で、事故と同様に複数回発生している園もあり、ヒヤリハットの発生件数の総数は522件であった（表4、図12）。

表4 プール活動・水遊びにおけるヒヤリハットの発生件数

ヒヤリハット件数／園	園数	ヒヤリハット総数
1	81	81
2	30	60
3	23	69
4	3	12
5	11	55
6	5	30
7	3	21
9	1	9
10	7	70
15	1	15
20	1	20
30	1	30
50	1	50
無回答	5	-
	173	522

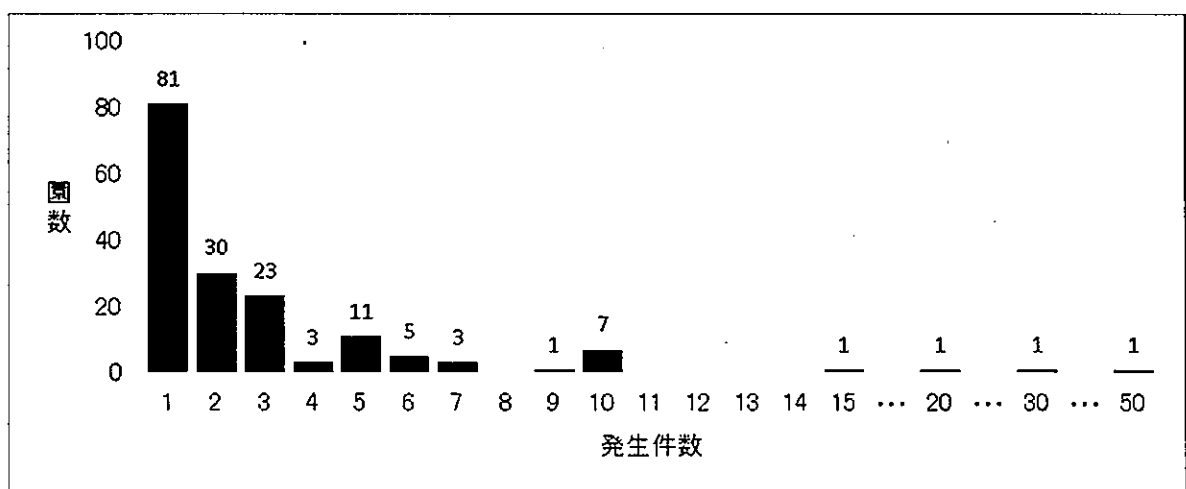


図12 プール活動・水遊びにおけるヒヤリハットの発生件数ごとの園数

園長に対して尋ねた、プール活動・水遊びにおいて発生したヒヤリハットの1園ごとの件数を園種別に集計したところ、以下のような結果となった(図13)。

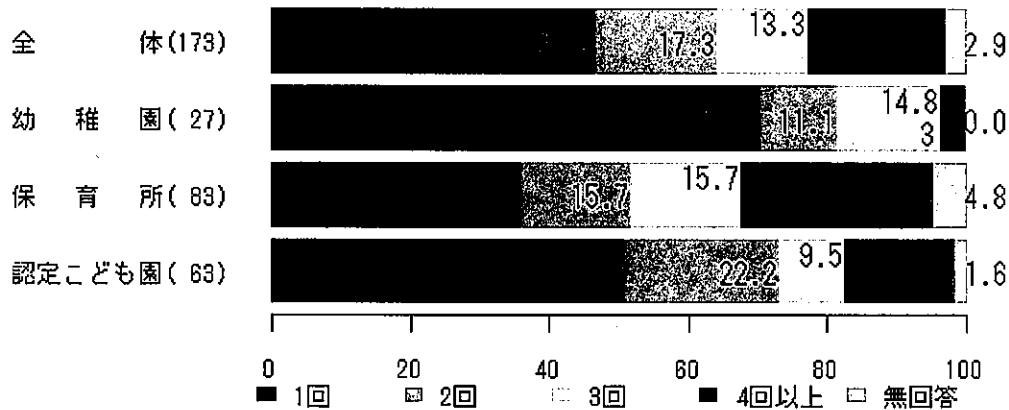


図13 プール活動・水遊びにおけるヒヤリハットの発生回数(園種別)

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、事故やヒヤリハット事例についての情報の伝達、共有が自園内及び他園との間でなされているかを尋ねたところ、自ら勤務している園での発生情報については86%の園で共有されており、他園の発生情報についても74%の園で共有されていると回答があった(図14)。

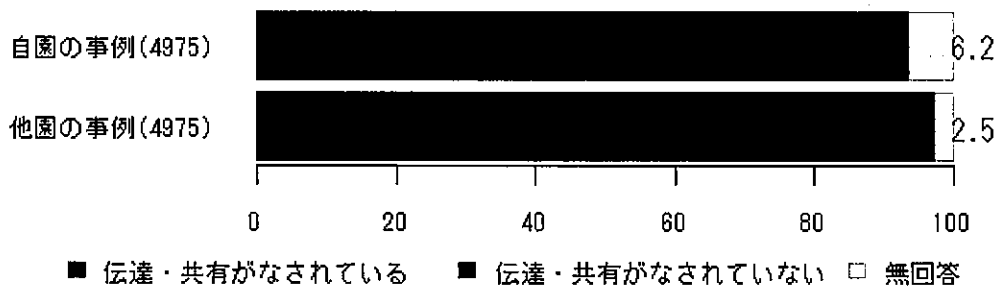


図14 事故やヒヤリハット事例の情報伝達・共有(教諭票)

また、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭にプール活動・水遊びの事故防止へ向けて、他の幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に伝えたいと思うアイデア、良い事例を尋ねた中で、事故やヒヤリハット情報に関するものとして、以下のようなものがあった。カッコ内は、回答者の属性である。  
 ・プール遊び中にヒヤリとしたことは、その日のうちに園長、職員に伝えるようにしている(保育・教育に当たる正職員で学年主任又は担任)。

・ヒヤリハットの事例があったときには様々な角度で検証を行い、なぜそうなったのかなど保育の振り返りが大切だと思います（保育・教育に当たる正職員）。

・水の事故の想定やヒヤリハットに関する情報の交換ができるといういろいろな事例を知ることができ、自園での事故防止に役立つと思う（保育・教育に当たる正職員で学年主任又は担任）。

・小さなヒヤリハットを共有できる環境づくりを行政を通して、いろいろな園や施設に情報を発信してほしいです（保育・教育に当たる正職員）。

・小さなヒヤリハット事例（大きな死亡事故だけでなく）を行政等で把握し全体へ流し検討させる場をより多く持つように推進してほしい（保育・教育に当たる正職員で学年主任又は担任）。

⑤ プール活動・水遊びの安全に対する園長の取組

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、自ら勤務する園の園長が、プール活動・水遊びにおいて、「子供の安全を最優先する」という認識を日頃から持っていて、その実施に熱心に取り組んでいると思うかについて尋ねたところ、「かなり熱心に取り組んでいると思う」との回答は、51%であり、これに「ある程度熱心に取り組んでいると思う」との回答を加えると、93%であった（図15）。

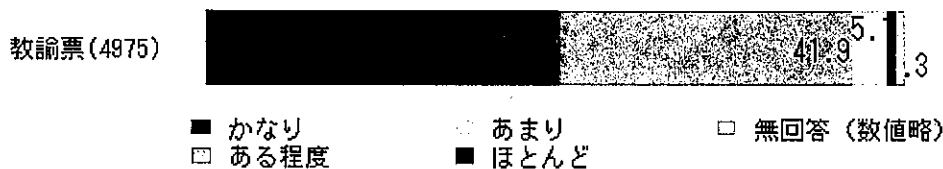


図15 自ら勤務する園の園長は、プール活動・水遊びにおいて子供の安全を最優先して熱心に取り組んでいると思うか（幼稚園教諭、保育士及び保育教諭からの回答）

(2) 関係行政機関からのガイドライン及び通知について

1. に示したとおり、関係行政機関からガイドライン及び通知が発出されている(表5)。これらに関する存在の把握、理解及びそれらに従って行った改善について調査を行った。

表5 関係行政機関から発出されたガイドライン及び通知

	名称	日付	発出元
1	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	平成28年3月31日	内閣府 文部科学省 厚生労働省
2	幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)	平成28年5月27日	内閣府
3	幼稚園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)	平成28年5月27日	文部科学省 スポーツ庁
4	保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	平成28年5月27日	厚生労働省

(2から4までを総称して以下「通知」という。)

① ガイドライン及び通知の把握、理解

園長に対して、ガイドラインの存在を把握しているか尋ねたところ、全体の86%の園が存在を把握していた(図16)。

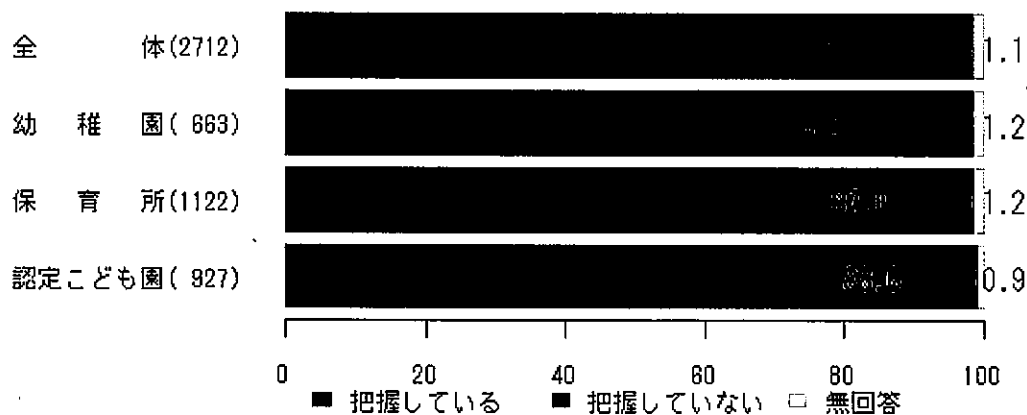


図16 ガイドラインの存在の把握

園長に対して、ガイドラインの内容についての理解度を尋ねたところ、「存在を把握している」と回答した園のうち、「内容を十分に理解した」又は「内容をある程度理解した」と回答した園を合計すると85%であった（図17）。

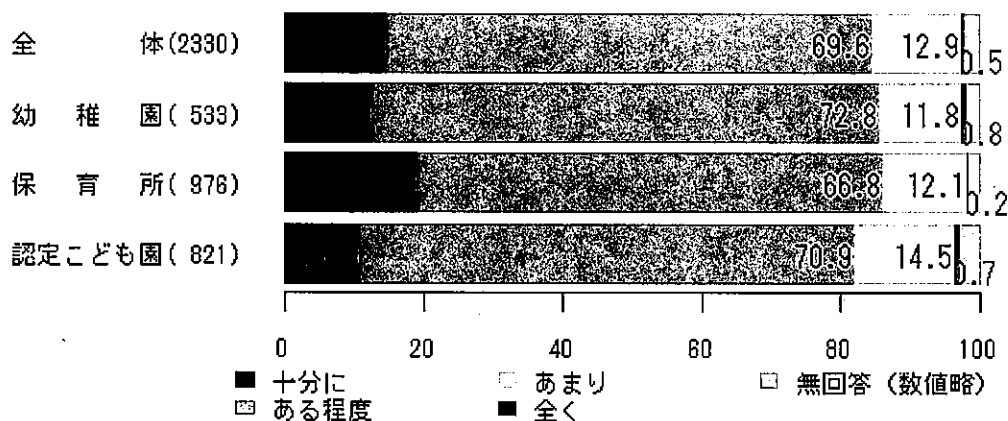


図17 ガイドラインの内容の理解度

園長に対して、通知の受取の有無について尋ねたところ、全体の82%の園が受け取ったと回答している（図18）。

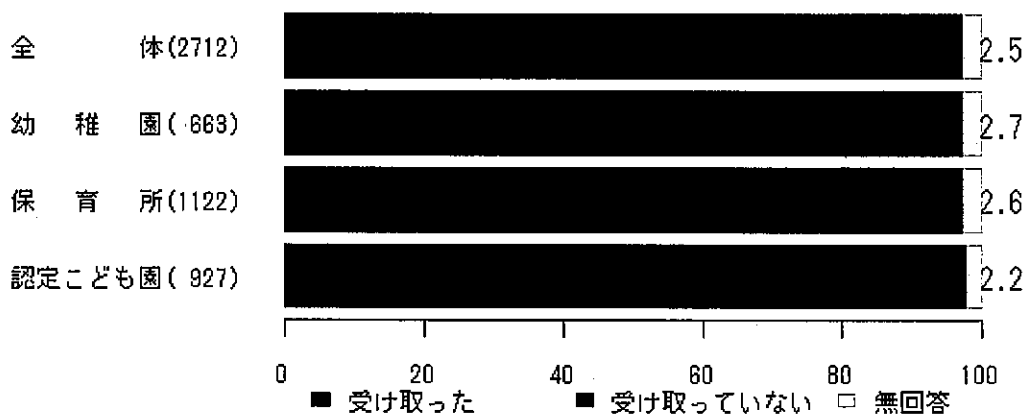


図18 通知の受取

園長に対して、通知の内容についての理解度を尋ねたところ、通知を受け取ったと回答した園のうち、「内容を十分に理解した」又は「内容をある程度理解した」と回答した園を合計すると91%であった（図19）。

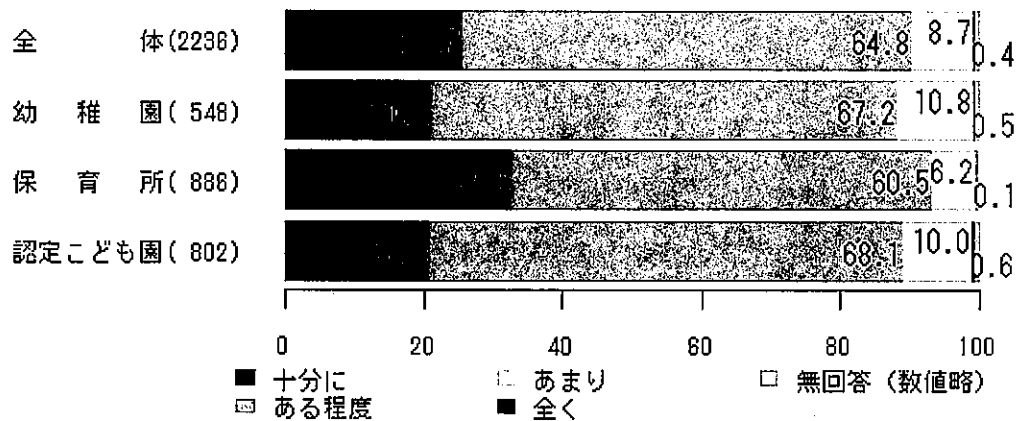


図 19 通知の内容の理解度

ガイドラインの存在を把握していないと回答した園について分析したところ、園の種別で見ると、私立幼稚園や認可外保育施設、所在地別にみると人口 10 万人未満の市町村にある園について、ガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた（参考資料 3）。また、設置者別にみると、学校法人である園についても多少、ガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた。

その理由については、より詳細な分析が必要と考える。

## ② ガイドライン及び通知を受けて改善の検討等

園長に対して、ガイドライン及び通知を受けて、事故防止及び事故発生時の対応の改善を検討・実施したか尋ねたところ、「改善を検討し、実行した」、「改善を検討し、現在、実行中」と回答した園を合計すると 62%であった（図 20）。



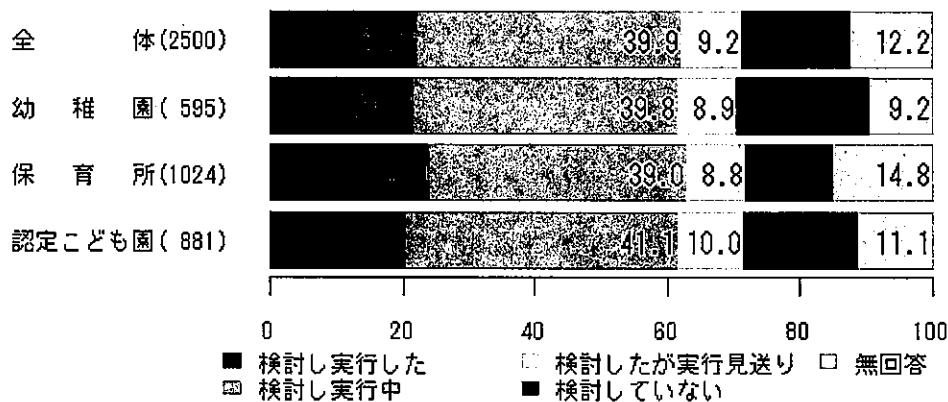


図 20 事故防止及び事故発生時の対応に関する取組についての改善

「改善を検討し、実行した」、「改善を検討し、現在、実行中」と回答した園が実際に改善に取り組んだ内容を園長に対して尋ねたところ、「プール活動・水遊び時の監視者は監視に専念する」(73%)、「時間的余裕を持ってプール活動を行う」(64%)、「十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動の中止も選択肢とする」(57%)といった回答が上位にあった(図 21)。

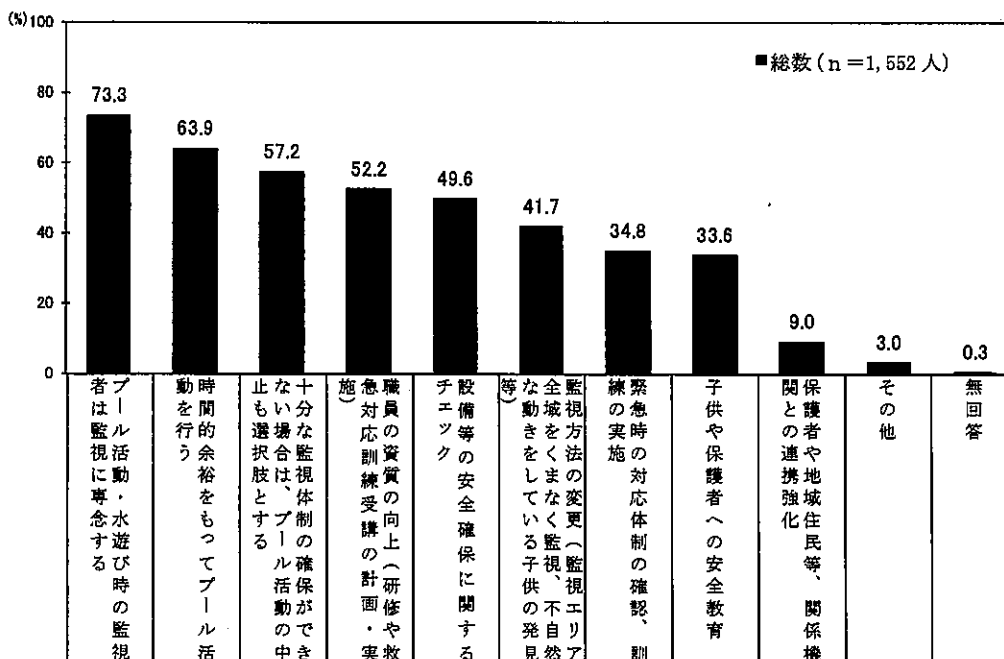


図 21 ガイドライン及び通知を受けて改善した事故防止等への取組の内容(複数回答)

一方で、「改善を検討したが、実行は見送った」、「改善は検討していない」と回答した園に対して、その理由を園長に尋ねたところ、「改善の必要性を感じなかった」(43%)、「人員が不足している」(23%)、「他に優先順位の高い施策がある」(17%)といった回答があった(図22)。

なお、保育所では、「小さいビニールプールを使用している」、「回数が少ない」といった回答があった。

さらに、3～5歳児クラスのいずれかで監視に専念する職員<sup>18</sup>がいないと回答した179園において「改善を検討したが、実行は見送った」、「改善は検討していない」と回答した80の園の理由は、「改善の必要性を感じなかった」(38%)、「人員が不足している」(38%)、「予算が不足している」(15%)、「他に優先順位の高い施策がある」(23%)といった回答があった(図22)。

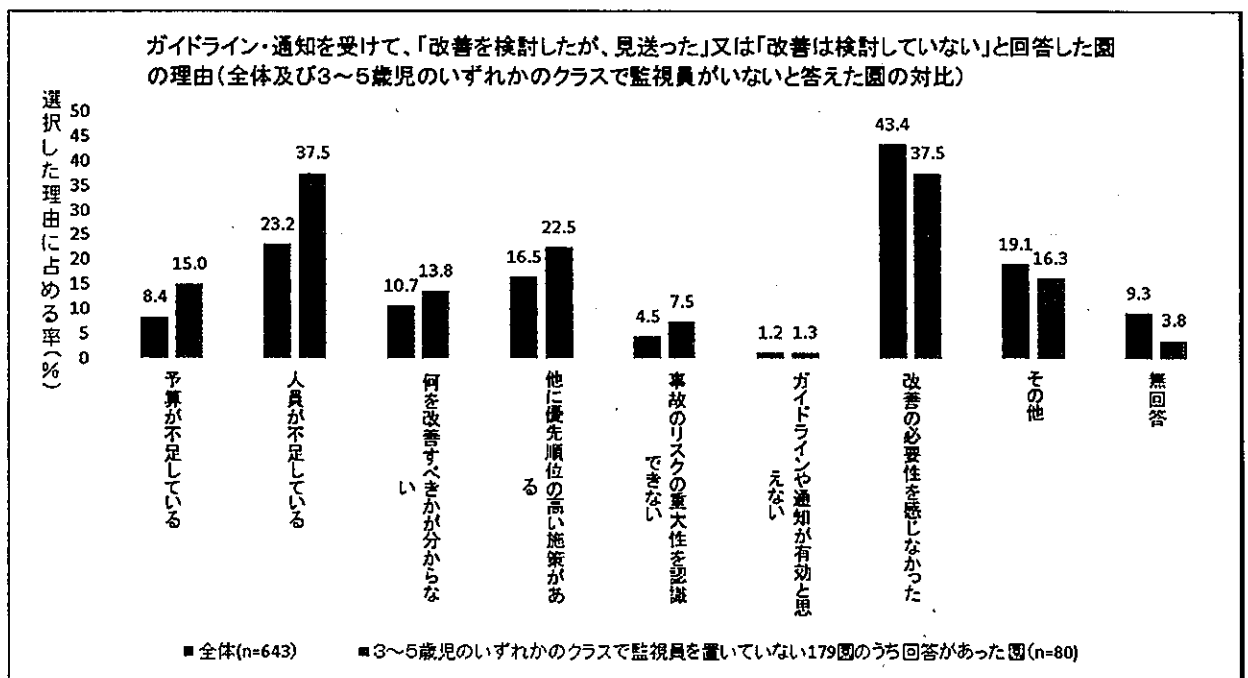


図22 ガイドライン・通知を受けて事故防止等への取組についての改善を見送り等した理由(複数回答)

<sup>18</sup> 本実態調査において、職員とは、保育・教育に当たる職員をいう(幼稚園教諭免許保有者、保育士資格保有者又は保育教諭を含む)。

### (3) プール活動・水遊びにおける実態について

#### ① プール活動・水遊びにおける実態

園長と幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の双方にプール活動・水遊びにおける実態に関して質問をしたところ、次のような結果を得た(表6)。

また、「水の外で監視に専念する職員」については、ガイドラインの作成以前と本アンケートを行った平成29年7月現在の変化についても調査した。

表6 プール活動・水遊びにおける実態

	園長票		教諭票	
	H28.3.31 以前	H29.7.現在	H27.夏	H29.7.現在
一度に水の中に入れる子供の人数平均 <sup>19</sup>				
3歳児クラス		16.2人		16.7人
4歳児クラス		18.0人		18.4人
5歳児クラス		18.6人		19.0人
水の中で指導する職員の人数平均 <sup>20</sup>				
3歳児クラス		1.7人		1.6人
4歳児クラス		1.6人		1.5人
5歳児クラス		1.6人		1.5人
水の外で監視に専念する職員の人数平均 <sup>21</sup>				
3歳児クラス	1.2人	1.4人	1.3人	1.3人
4歳児クラス	1.2人	1.3人	1.2人	1.2人
5歳児クラス	1.1人	1.3人	1.1人	1.2人
水の外で監視に専念する職員がいない比率 <sup>22</sup>				
3歳児クラス	9.0%	4.3%	8.3%	6.6%
4歳児クラス	10.8%	5.4%	10.2%	8.6%
5歳児クラス	11.4%	6.2%	10.9%	9.3%

一度に水の中に入れる子供の人数、水の中で指導する職員の人数、水の外で監視に専念する職員の人数のいずれも、園長票と教諭票の間に大きな差はなかった。

水の外で監視に専念する職員の人数について、平成28年3月31日以

<sup>19</sup> 「貴園において、3～5歳児のクラスでは、平均何人の子供が、一度に水の中に入ることができますか。」との質問(5人ごとの区間で回答を得た)に対する回答を元にクラス別の回答の平均(無回答又は分からないとの回答を除く)。

<sup>20</sup> 「貴園において、3～5歳児のクラスで、一度に水の中に入る子供に対して、水の中で指導する職員を何名配置していますか。」との質問に対するクラス別の回答の平均(無回答又は分からないとの回答を除く)。

<sup>21</sup> 「貴園において、3～5歳児のクラスで、一度に水の中に入る子供に対して、水の外で監視に専念する職員は、それぞれ何名配置していますか。」との質問に対するクラス別の回答の平均(無回答又は分からないとの回答を除く)。

<sup>22</sup> 「貴園において、3～5歳児のクラスで、一度に水の中に入る子供に対して、水の外で監視に専念する職員は、それぞれ何名配置していますか。」との質問に対する、「いない」との回答の全体に対する比率。

前と平成29年7月現在とで、園長票では平均人数が若干の増加となっているが、教諭票ではほとんど変化がない結果となっている。

水の外で監視に専念する職員がいない比率については、園長票及び教諭票のいずれも減少幅に違いはあるが減少していた。しかしながら、「水の外で監視に専念する職員がいない」と回答した園が園長票で4.3%（3歳児クラス）～6.2%（5歳児クラス）、教諭票によれば、6.6%（3歳児クラス）～9.3%（5歳児クラス）であった。

園長票において、水の外で監視に専念する職員がいない園について分析したところ、設置者別で見ると、学校法人が設置する園、所在地別で見ると、人口10万人未満の市町村に所在する園について、水の外で監視に専念する職員がいない傾向がみられた（参考資料3）。

なお、その理由については、より詳細な分析が必要であると考えられる。

## ② 監視に専念する職員が配置できなかった場合の処置

園長に対して、監視に専念する職員が配置できなかった場合に、プール活動・水遊びを中止するかどうかを尋ねたところ、「中止する」と回答した園は、全体の78%であった（図23）。

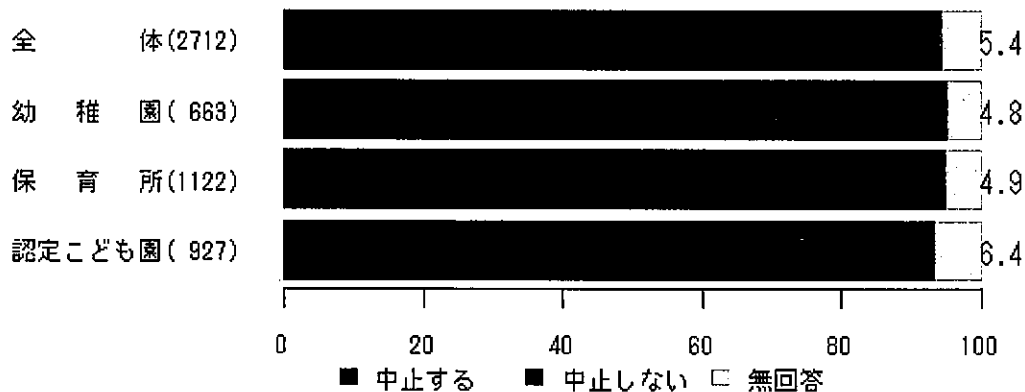


図23 監視に専念する職員が配置できなかった場合にプール活動・水遊びを中止するか

## ③ 監視に専念するための工夫

園長に対して、プール活動・水遊びにおける事故防止に対する独自の取組、アイデア、要望事項等を自由に記述することを求めたところ、以下のような回答を得た（附属資料3）。

#### ◆監視者

- ・監視者が、監視中であることを周囲の人間が分かるようにビブスを着用している（公立保育所）。
- ・監視者は、腕章を身につけ役割を果たし、次の監視者にバトンタッチする（幼保連携認定こども園）。
- ・監視役が役に徹することができるように、タスキをかけ、誰が見ても監視役だと分かるようにしている。保育士のみならず、子供達にも監視の先生には「話しかけない・ものを頼まない、遊んでもらわない」と決めている（公立保育所）。

#### ◆人数確認

- ・スイムキャップを園で購入し、数字をつけ、チェック表を作り監視員が活動中に数字をチェックする（私立保育所）。
- ・指導員と監視員に分けて、管理している。監視員は、ストップウォッチを持ち、10分入ったら、一度園児をプールから出し人数確認をしている。監視員は、たすきをかけている（公立保育所）。
- ・監視者は対角の位置で監視するよう心掛けている（公立幼稚園）。
- ・監視台を購入し、監視者が子供を見やすくすると同時に、監視に専念できるようにした（私立保育所）。
- ・看護師に水質検査を兼ねて、プール遊びの時間帯はできるだけフリーで動けるようにしている（幼保連携認定こども園）。
- ・遊具の片付けは子供と同時に一緒にするようにし、離れた場に子供が居ることがないようにしている（公立幼稚園）。
- ・プールサイドに携帯電話、連絡マニュアル等を専用ボックスに入れて設置している（公立保育所）。

#### (4) 知識、技量の保有について

##### ① プール活動・水遊びにおける子供の特性とリスク

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びにおける子供の特性とリスクに関する(ア)～(キ)の7項目について、知っているかを尋ねたところ、知っているとの回答が74～98%であったが、(カ)については21%、(キ)については26%が知らないとの回答であり、他の項目より認知度がやや低かった。

子供の特性とリスクについて知った経緯を尋ねたところ、「園で受けた教育、指導等で知った」との回答は、「他のきっかけで知った」との回答の半分程度であった。(図24)。

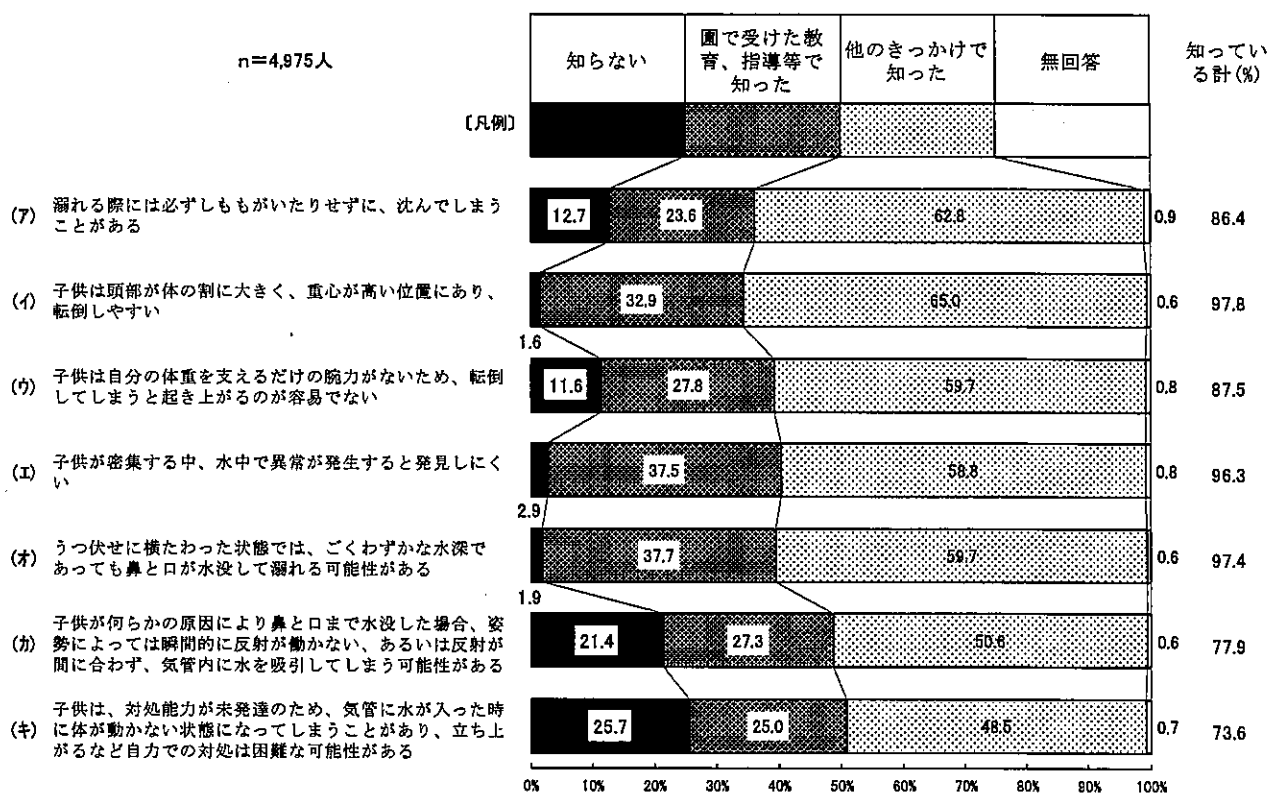


図24 プール活動・水遊びにおける子供の特性とリスクについての周知状況

##### ② プール活動・水遊びにおける監視のポイント

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びにおける監視のポイントに関する(ア)～(エ)の4項目について、知っているかを尋ね